

久喜市事業系ごみ 適正処理ハンドブック

【暫定版】

※令和8年11月30日から、久喜市クリーンセンターの試験運転に合わせて分別方法・受入対象品目が変更になります。

※当ハンドブックは令和8年11月30日～令和9年3月31日までの暫定版です。



事業系ごみについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
事業系ごみの処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
事業系一般廃棄物として処理する主なもの・・・・・・・・	P 3
産業廃棄物として処理する主なもの・・・・・・・・	P 4
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分・・・・・・・・	P 5
主な事業系ごみ分類一覧表・・・・・・・・	P 8
事業者自ら処理施設に搬入する・・・・・・・・	P 1 4
許可業者に収集運搬を委託する・・・・・・・・	P 1 5
事業系ごみについてのQ & A・・・・・・・・	P 1 6
事業者の責務・・・・・・・・	P 1 9
多量排出事業者制度・・・・・・・・	P 2 0
食品廃棄物のリサイクル・・・・・・・・	P 2 0
一般廃棄物処理施設（清掃センター）・・・・・・・・	P 2 1

事業系ごみについて

◆「事業系ごみ」とは事業活動に伴って生じたごみで、主に事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。事業活動とは、事務所、店舗、飲食店、学校、病院などの営利を目的とするものだけではなく、病院、社会福祉サービスなどの公共サービスやNPO法人の非営利活動事業も含まれます。

事業所から出るごみ

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

事業系ごみの処理方法

◆事業系ごみは、その排出事業者処理責任があります。下記を参考に適正に処理をお願いします。

事業系一般廃棄物

分別はP3参照

事業者自ら
処理施設に
搬入する

P14～15参照

許可業者に
収集運搬を
委託する

P15参照

※令和8年11月30日から分別方法・受入対象品目が変更になります。

主な変更点はP2を参照してください。

※事業系一般廃棄物は、ごみ集積所に出せません。

産業廃棄物

法律に定められた
20種類のごみ

分別はP4参照

清掃センターで処理
できません

産業廃棄物に関する

お問合せ先

埼玉県東部環境管理事務所

☎ 0480 (34) 4011

主な変更点

分別方法について

★プラスチックは燃やせるごみとして受け入れを行います。

(弁当の容器、ラップ類、フォーク・スプーンなど ※ペットボトルを除く)

- ・燃やせるごみと同じ袋に入れてください。
- ・ペットボトルはびん・缶・ペットボトルとして出してください。
- ・従業員等の個人消費に伴って生じたものに限りです。
- ・店舗等で来店客に提供したプラスチックは産業廃棄物です。
- ・店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物は産業廃棄物です。



受入対象品目について

★受入対象品目が統一されます。

【令和8年11月27日まで】

	久喜宮代 清掃センター	菖蒲 清掃センター	八甫 清掃センター
燃やせるごみ	○	○	○
プラスチック※	○	○	×
びん・缶・ペットボトル※	○	○	×
紙布衣類	○	○	×

※従業員の個人消費に伴うものに限る。

【令和8年11月30日から】

	各清掃センター共通
燃やせるごみ <u>(プラスチック含む)</u> ※	○
びん・缶・ペットボトル※	○
紙布衣類	○

※従業員の個人消費に伴うものに限る。

事業系一般廃棄物として処理する主なもの

燃 や せ る ご み

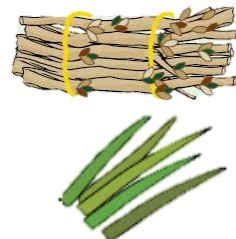
食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くずなど

- ◆食料品製造業などの厨芥類は産業廃棄物です。
- ◆水切りの徹底や生ごみ処理機などを活用し減量に努めてください。



落ち葉、草、枝木

- ◆建設業や木製品の製造業に伴い発生した場合や木製パレットは産業廃棄物です。
- ◆枝木は、長さ60cm以下、太さ10cm以下にしてください。



プラスチック（弁当の容器、ラップ類、フォーク・スプーンなど ※ペットボトルを除く）

- ◆従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。
上記以外は産業廃棄物です。
- ◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。



びん・缶・ペットボトル

コーヒー缶、お茶のペットボトルなど

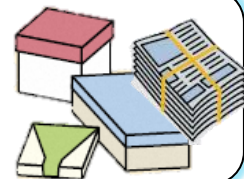
- ◆従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。
上記以外は産業廃棄物です。
- ◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。



紙類、布・衣類

紙類（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック）

- ◆建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。



作業着、ウエスなど

- ◆化学繊維製品は産業廃棄物です。
- ◆建設業、繊維工業などから発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。



産業廃棄物として処理する主なもの

廃プラスチック類

塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイなど

- ◆飲食店等で来店客に提供したプラスチック容器、ペットボトルなど
- ◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。



金属くず

一斗缶、スプレー缶、ペンキ缶、金具、机、イス、ロッカーなど

- ◆飲食店等で来店客に提供した飲料缶やペンキ缶などの金属類
- ◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。



ガラス・陶磁器くず

コップなどのガラス類、陶磁器類など

蛍光管、水銀体温計など



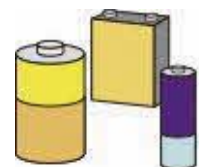
廃油

食用油、ラード、エンジンオイルなど



電池類

乾電池、充電電池など



複合物

テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機

パソコン、コピー機など



事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分

種 類	具体的な対象物の例	主な排出事業所	区 分	
			事業系 一 廃 棄物	産 業 廃棄物
①燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
②汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物	全事業所（工場、飲食店、旅館等）		●
③廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、塗装業等）		●
④廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●
⑤廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で来店客に提供したプラスチック容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生じた弁当等のプラスチック容器包装、プラスチック製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
⑦ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
⑧金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じた飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じたガラスびん	会社事務所等	●	
⑩鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●

種 類	具体的な対象物の例	主な排出事業所	区 分	
			事業系 一 廃 廃棄物	産 業 廃棄物
⑪がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
⑫ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
⑬産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
⑭紙くず	建設業で発生する包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	製紙、製本業で発生するパルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
⑮木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●
⑯繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		●
		繊維製品製造業	●	
	合成繊維くずは廃プラスチック類	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		●
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	

種 類	具体的な対象物の例	主な排出事業所	区 分	
			事業系 一 廃 廃棄物	産 業 廃棄物
⑰ 動植物性 残さ (生ごみ)	食品製造過程で発生する魚・獣 の骨、内蔵、あら、野菜くず、酒 かす、麺くず、ハムくず、パンく ず等	食料品製造業、パン・ 菓子製造業、めん類製 造業、精穀・製粉業、 豆腐製造業等		●
	賞味期限切れの製品	卸売市場、飲食店、ス ーパー、精肉店、小売 店、ホテル等	★	
⑱ 動植物性 固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等 の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテ ル等	●	
⑲ 動物のふ ん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛 皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産 業、養豚業、養鶏業 愛がん動物飼育業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫 病院、動物園等	●	
⑳ 動物の死 体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛 皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産 業、養豚業、養鶏業 愛がん動物飼育業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫 病院、動物園等	●	

★事業系食品残さの食品リサイクルにご協力ください！

令和8年11月30日からの事業系ごみの処理について、搬入先は各清掃センターですが、実際に焼却する施設は久喜市クリーンセンター（新ごみ処理施設）となります。久喜市クリーンセンターでは、焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、電気・温水等に利用する「サーマルリサイクル」という熱回収型のリサイクル手法を用いて運営します。

事業者から排出される食品残さのような含水率の高いごみの搬入が抑制されることで、クリーンセンターの燃焼効率が高まり、発電効率向上が期待されます。

また、事業系食品残さが食品リサイクルに転換されることは、事業系ごみ全体の減量につながります。

事業者の皆様の環境に配慮した事業展開という側面からも、食品リサイクルにぜひご協力をお願いします。

主な事業系ごみ分類一覧表

一 廃

事業系一般廃棄物

産 廃

産業廃棄物

家電リサイクル

PCリサイクル

分類区分がご不明な場合は清掃センターまでお問合せください。

名 称		分類区分	備 考
あ	空き缶	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	空きびん	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	アクリル板	産 廃	
	アルミサッシ	産 廃	
	アルミ箔	産 廃	
い	衣装ケース	産 廃	
	イス（プラスチック製・金属製）	産 廃	
	イス（木製）	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	木製品製造事業者等から出る場合は産廃
	一斗缶	産 廃	
	インク	産 廃	
	印刷機	産 廃	
う	植木鉢	産 廃	
	ウエス（布）	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
え	エアコン（家庭用）	家電リサイクル	
	エアコン（業務用）	産 廃	
	液晶テレビ（家庭用）	家電リサイクル	
	液晶テレビ（業務用）	産 廃	
	枝木	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	木製品製造事業者等から出る場合は産廃 長さ 60cm 以下、太さ 10cm 以下にする
	塩化ビニル管	産 廃	
	延長コード	産 廃	
	エンジンオイル	産 廃	
	お	オイル缶	産 廃
汚泥		産 廃	
おむつ（使用済）		一 廃	
か	カーテン	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃

名 称		分類区分	備 考
か	カーペット（じゅうたん）	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
	カーボン紙	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	パルプ、紙製造業、出版製本業等は産廃
	化学繊維製品	産 廃	
	傘	産 廃	
	ガスレンジ	産 廃	
	カセットボンベ	産 廃	
	カタログ	一 廃	
	カップ麺のプラスチック容器	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	花びん	産 廃	
	壁材	産 廃	
	紙くず	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	パルプ、紙製造業、出版製本業等は産廃
	紙パック（飲料用紙パック）	一 廃	内側にアルミが付いたものは燃やせるごみ
	紙袋	一 廃	
	カメラ	産 廃	
	ガラス・ガラス製品	産 廃	
	瓦	産 廃	
	看板（金属製・プラスチック製）	産 廃	
	看板（木製）	一 廃	
	乾電池	産 廃	
き	木くず	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
	キャビネット	産 廃	
	記録メディア（CD・DVD等）	産 廃	
	金庫	産 廃	
	金属缶	産 廃	
く	くつ（合皮・化学繊維）	産 廃	
	くつ（天然皮革・繊維）	一 廃	
	くぎ	産 廃	
	クリアファイル	産 廃	
	軍手（化学繊維）	産 廃	
	軍手（天然繊維）	一 廃	
け	蛍光管	産 廃	
	結束バンド	産 廃	
	現像液	産 廃	

名 称		分類区分	備 考
こ	小型家電製品	産 廃	
	工業薬品	産 廃	
	コピー機	産 廃	
	ゴム製品	産 廃	
	コンクリートブロック	産 廃	
	コンクリート片	産 廃	
	梱包材	産 廃	
さ	作業服（化学繊維製品）	産 廃	
	雑誌・雑がみ	一 廃	
し	CD・DVD・ビデオテープ	産 廃	
	自転車	産 廃	
	充電器	産 廃	
	シュレッダー紙	一 廃	
	照明器具	産 廃	
	食器	産 廃	
	新聞	一 廃	
す	スコップ	産 廃	
	ストーブ	産 廃	
	スプレー缶	産 廃	
	スポンジ	産 廃	
せ	石油類	産 廃	
	石膏ボード	産 廃	
	洗濯機	家電リサイクル	
	扇風機	産 廃	
そ	掃除機	産 廃	
	ソファ（木製品）	一 廃	
た	体温計	産 廃	
	台車	産 廃	
	タイヤ	産 廃	
	タイル	産 廃	
	タオル	一 廃	
	タオルウォーマー	産 廃	
	畳	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、製糸業、紡績業等は産廃
		一 廃	
	タバコの吸い殻	一 廃	
	段ボール	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）は産廃
		一 廃	
ち	チラシ	一 廃	

名 称		分類区分	備 考
つ	机（金属製・プラスチック製）	産 廃	
	机（木製）	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、 輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
		一 廃	
て	デスクトップパソコン	PC リサイクル	リネットジャパンリサイクル（株）にお問 合わせください
	デスクマット	産 廃	
	テレビ	家電リサイクル	
	電気コード	産 廃	
	電球	産 廃	
	電子レンジ	産 廃	
	電池	産 廃	
	電話	産 廃	
と	陶器・陶磁器	産 廃	
	銅線	産 廃	
	ドラム缶	産 廃	
	トレー	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	塗料	産 廃	
な	塗料缶	産 廃	
	長靴	産 廃	
	生ごみ	産 廃	〔業種指定あり〕 食料品製造業、パン・菓子製造業等は産廃
		一 廃	
ね	ねじ	産 廃	
の	農薬	産 廃	
	ノート	一 廃	
	ノートパソコン	PC リサイクル	リネットジャパンリサイクル（株）にお問 合わせください
	のこぎり	産 廃	
は	灰	産 廃	
	パイプ椅子	産 廃	
	ハガキ	一 廃	
	はしご（脚立）	産 廃	
	柱	産 廃	
	廃食油	産 廃	
	パソコン	PC リサイクル	リネットジャパンリサイクル（株）にお問 合わせください
	発泡スチロール	産 廃	
	発泡トレー	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの

名 称		分類区分	備 考
は	バッテリー	産 廃	
	刃物類	産 廃	
	パレット（プラスチック製）	産 廃	
	パレット（木製）	産 廃	
	パンフレット	産 廃 一 廃	〔業種指定あり〕 パルプ、紙製造業、出版製本業等は産廃
ひ	P P バンド	産 廃	
	ビデオカメラ	産 廃	
	ビニールホース	産 廃	
ふ	ファイル（紙製）	一 廃	
	ファイル（プラスチック製）	産 廃	
	フィルム（梱包用）	産 廃	
	封筒	一 廃	
	布団	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
		一 廃	
	ブラインド	産 廃	
	プリンター	産 廃	
	古布	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
		一 廃	
	ブルーシート	産 廃	
	ブロック	産 廃	
へ	ペットボトル	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	ベッド（金属製）	産 廃	
	ベッド（木製）	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、 輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
		一 廃	
	ベニヤ板	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、 輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
		一 廃	
	ヘルメット	産 廃	
	弁当・惣菜の容器	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	ペンキ缶	産 廃	
ほ	包装材（プラスチック製）	産 廃	
	包装紙	一 廃	
	ポリタンク	産 廃	
は	ボールペン	産 廃	
	ポリバケツ	産 廃	
	本	一 廃	

名 称		分類区分	備 考
ま	マウスパッド	産 廃	
	マグネット	産 廃	
	マットレス	産 廃	
	マネキン	産 廃	
む	無線機	産 廃	
め	名刺	一 廃	
	メモ用紙	一 廃	
	メガネ	産 廃	
も	燃えがら	産 廃	
	毛布	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
		一 廃	
	物置	産 廃	
	物干し竿	産 廃	
や	やかん	産 廃	
よ	よしず	産 廃	〔業種指定あり〕 木製品製造事業者等から出る場合は産廃
		一 廃	
ら	ライター	産 廃	
	ラジカセ	産 廃	
	ラップ	産 廃	
り	リモコン	産 廃	
れ	冷蔵（凍）庫（家庭用）	家電リサイクル	
	冷蔵（凍）庫（業務用）	産 廃	
	レインコート	産 廃	
	レジスター	産 廃	
	レンガ	産 廃	
ろ	ロッカー	産 廃	
わ	わりばし	一 廃	

事業者自ら処理施設に搬入する

◆一般廃棄物処理施設（事業系一般廃棄物の搬入先）

＜久喜地区の事業所＞

名 称	久喜宮代清掃センター ※ <u>菖蒲地区、栗橋地区、鷺宮地区に所在する事業所の方は搬入できません。</u>
所 在 地	宮代町大字和戸 1 2 7 6 - 1
電話番号	0 4 8 0 - 3 4 - 2 0 4 2

＜菖蒲地区の事業所＞

名 称	菖蒲清掃センター ※ <u>久喜地区、栗橋地区、鷺宮地区に所在する事業所の方は搬入できません。</u>
所 在 地	久喜市菖蒲町台 2 7 7 0 - 1
電話番号	0 4 8 0 - 8 5 - 7 0 2 7

＜栗橋地区・鷺宮地区の事業所＞

名 称	八甫清掃センター ※ <u>久喜地区、菖蒲地区に所在する事業所の方は搬入できません。</u>
所 在 地	久喜市八甫 2 5 2 5
電話番号	0 4 8 0 - 5 8 - 1 3 0 9

◆受付時間（各清掃センター共通）

受付日時	月～金 午前 9 : 0 0 ～ 1 1 : 3 0 午後 1 : 0 0 ～ 4 : 0 0 ※ <u>年末年始を除く。</u> ※ <u>令和 9 年 3 月 3 0 日、3 1 日は搬入ができません。</u>
------	--



◆搬入方法（各清掃センター共通）

処理料金	10kgにつき220円（税込）
搬入手順	①車両にごみを積んだまま台貫（計量所）で計量 ②指示に従い清掃センター場内を移動し、ごみを降ろす ③再び台貫（計量所）で計量（重量差がごみの搬入量です） ④手数料（料金）の支払い
搬入できる ごみの種類 と出し方	種 類：燃やせるごみ 出し方：45ℓまでの無色透明袋・無色半透明袋に入れる。 ★プラスチック（ペットボトルを除く）について ※燃やせるごみと同じ袋に入れてください。 ※従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。 ※店舗等で来店客に提供したプラスチックは産業廃棄物です。 ※店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物は産業廃棄物です。
	種 類：事務所の机、テーブル、イスなどの材質が木製のもの ※ （230cm×110cm×75cmまで） ※建設業、木製品製造業、家具製造業等は産業廃棄物になります。
	種 類：びん・缶・ペットボトル ※ 出し方：45ℓまでの無色透明袋・無色半透明袋に入れる。 ※従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。 ※店舗等で来店客に提供したびん・缶・ペットボトルは産業廃棄物です。 ※店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物は産業廃棄物です。
	種 類：新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類 出し方：種類別にひもで十字に縛る。
注意事項	未分別の場合は、受入れできません。

許可業者に収集運搬を委託する

◎ごみの排出場所（地区）ごとに収集できる事業者が決まっています。

次の HP から一般廃棄物収集運搬業許可業者を確認してください。

<https://www.city.kuki.lg.jp/machizukuri/gomi/bunbetsu/1004155.html>



事業系ごみについてのQ&A

Q. プラスチックは燃やせるごみと同じ袋に入れて捨ててもよいですか？

A. プラスチックは燃やせるごみと同じ袋に入れてください。

※従業員等の個人消費に伴って生じたものに限りです。

※ペットボトルはびん・缶・ペットボトルとして出してください。

※店舗等で来店客に提供したプラスチックは産業廃棄物です。

※店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物は産業廃棄物です。

Q. メモ用紙や封筒などの小さい紙類は、燃やせるごみに入れてもよいですか？

A. 名刺より大きな紙類は、燃やせるごみに出せません。ひもでしばることができない小さな紙類については、封筒にまとめて入れて再生資源業者に引き渡してください。なお、シュレッダーされた紙類は燃やせるごみとして出すことができます。

Q. リサイクルできない紙類はどのようなものですか？

A. 紙製品の中にはリサイクルできない「禁忌品」があります。「禁忌品」は、燃やせるごみとして出してください。

リサイクルできる紙類の例



新聞



名刺 包装紙



カタログ 紙箱



ハガキ



段ボール



飲料用
紙パック

リサイクルできない紙類（禁忌品）の例



防水加工紙
(紙コップ、写真、アルミ付など)



感熱紙



複写紙



匂いや汚れのついた紙



Q. 事業所と住宅が同じ建物の場合、「家庭ごみ」と一緒に「事業所のごみ」を出してよいですか？

A. 事業所と住宅が同じ建物であっても、必ず「家庭ごみ」と「事業所のごみ」を分けて出してください。事業所のごみは、ごみ集積所に出すことはできません。処理施設に自ら搬入するか、廃棄物の区分に応じた許可を有する事業者へ委託し、適正に処理してください。

Q. 事業所のごみは少量しか出ません。ごみの種類も家庭ごみと変わらないのでごみ集積所に出してよいですか？

A. 事業所のごみは、量や種類にかかわらず事業活動に伴って発生したごみですので、少量であってもごみ集積所に出すことはできません。処理施設に自ら搬入するか、廃棄物の区分に応じた許可を有する事業者へ委託し、適正に処理してください。

Q. 事業所から出る紙類や布類を地域の資源回収に出してもよいですか？

A. PTAや子ども会などの団体が行う資源回収は、家庭から出た資源ごみが対象です。事業所から出る紙類や布類は事業者の責任において、処理しなければならないため、処理施設に搬入するか再生資源業者に引き渡してください。

Q. 事業所で使用していた家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）はどのように処理すればよいですか？

A. 家電4品目は家庭用機器であれば、事業所で使用していたものであっても家電リサイクル法の対象になりますので購入した販売店に依頼するなどにより適切に処理してください。

Q. 事業所で使用していたパソコンはどのように処理すればよいですか？

A. 資源有効利用促進法の対象になりますので、各メーカーにお問合せください。自作パソコン、製造業者名が不明なパソコンは「リネットジャパンリサイクル株式会社（裏面参照）」にお問合せください。

Q. びん・缶・ペットボトルは清掃センターに搬入できますか？

A. 従業員等の個人消費に伴って生じた「びん・缶・ペットボトル」は、清掃センターに搬入できますが、「来店客に提供したもの」や「店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てたもの」、「調理に使用したもの」は産業廃棄物として処理してください。

Q. 畳は処理できますか？

A. 建設業者のリフォームによる畳やプラスチックが使用されている畳は産業廃棄物として処理してください。

Q. 木製パレットや木製の残材は処理できますか？

A. 木製パレットや建設業から排出された残材は、産業廃棄物として処理してください。

Q. 木製品に金属部品が付属していますが、取り外さなければならないですか？

A. 原則として、木製品に付属している金属部品は付属したままで構いません。なお、ご不明な場合は、清掃センターまでお問合せください。

Q. 産業廃棄物の処理業者はどのように探せばよいですか？

A. 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会のホームページ（<http://saitama-sanpai.or.jp>）で探すことができます。



事業者の責務

事業系ごみは事業者処理責任があります！！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

委託には基準があります（廃棄物処理法第12条）

事業系ごみの処理を委託する場合は、許可を有する業者に委託し、適正に処理してください。事業系一般廃棄物と産業廃棄物では許可が異なりますので、必ず許可の内容を確認してください。

不法投棄は犯罪です（廃棄物処理法第25条）

不法投棄をした場合は罰則が科せられます。事業系ごみの処理を委託した業者が不法投棄を行った場合でも排出した事業者の責任を問われる可能性がありますので、最終処分まで確認をしてください。

多量排出事業者制度

多量排出事業者とは、月平均1.5t以上の事業系一般廃棄物を清掃センターに搬入している事業者が対象となります。

多量排出事業者は、前年度の搬入実績を基に、年度ごとに決定します。

多量排出事業者には義務があります

多量排出事業者には、次のことを義務付けています。

- ① 事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当する『事業系一般廃棄物管理責任者』を選任し、久喜市に届け出なければならない。
- ② 事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書を久喜市に提出し、当該計画を実施しなければならない。
- ③ 久喜市が定める基準に従い、再利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を当該建築物又は敷地内に設置するよう努めなければならない。

食品廃棄物のリサイクル

食品廃棄物のリサイクルとは、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させることです。

食品リサイクル法では、食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、資源として肥料や飼料などに利用するリサイクルに努めるよう生産者や販売者に対して定めております。

食品廃棄物の発生抑制や再生利用に取り組むことで、廃棄処分を減らし“環境負荷の少ない循環型社会の構築”を目指しましょう。

食品製造業、食品卸売業、食品小売業、飲食店は「食品廃棄物の発生抑制」、「リサイクル」、「減量」の取り組みを進めていく責任があります。



一般廃棄物処理施設（清掃センター）

【令和9年3月29日まで】

[illegible]

搬入できる事業所	菖蒲地区の事業所	
名	称	菖蒲清掃センター
所	在 地 等	久喜市菖蒲町台2770-1 ☎ 0480-85-7027

清久さくら通り入口

清久西池

清久大池

県道川越栗橋線

備前堀川

コンビニ

コンビニ

国道122号(騎西菖蒲バイパス)

菖蒲清掃センター

搬入できる事業所	栗橋地区又は鷺宮地区の事業所	
名 称	八甫清掃センター	
所 在 地 等	久喜市八甫2525	☎ 0480-58-1309

中川

県道阿佐間幸手線

八甫清掃センター

県道加須幸手線

県道さいたま栗橋線

J R 宇都宮線

東北新幹線

八甫 3

(空欄)

お問合せ



名 称	内 容	所在地・電話番号	対象地域
久喜市 資源循環推進課	事業系一般廃棄物に についての相談	久喜市菖蒲町新堀 3 8 ☎ 0 4 8 0 - 8 5 - 1 1 1 1	市内全域
久喜宮代衛生組合 久喜宮代清掃センター <u>※令和 9 年 3 月 2 9 日まで</u>	各清掃センターへの搬入 及び分別についての相談	宮代町和戸 1 2 7 6 - 1 ☎ 0 4 8 0 - 3 4 - 2 0 4 2	久喜地区
久喜宮代衛生組合 菖蒲清掃センター <u>※令和 9 年 3 月 2 9 日まで</u>		久喜市菖蒲町台 2 7 7 0 - 1 ☎ 0 4 8 0 - 8 5 - 7 0 2 7	菖蒲地区
久喜宮代衛生組合 八甫清掃センター <u>※令和 9 年 3 月 2 9 日まで</u>		久喜市八甫 2 5 2 5 ☎ 0 4 8 0 - 5 8 - 1 3 0 9	栗橋地区 鷺宮地区
埼玉県 東部環境管理事務所	産業廃棄物の処理に についての相談	杉戸町清地 5 - 4 - 1 0 ☎ 0 4 8 0 - 3 4 - 4 0 1 1	市内全域
一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター	業務用を除くエアコン、 テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、 洗濯機（衣類乾燥機）の 処理についての相談	☎ 0 1 2 0 - 3 1 - 9 6 4 0 	市内全域
リネットジャパン リサイクル株式会社	パソコン、小型家電の 処理についての相談	☎ 0 5 7 0 - 0 8 5 - 8 0 0 	市内全域

発行・編集 久喜市 資源循環推進課

〒346-0192

埼玉県久喜市菖蒲町新堀 3 8

電話：0 4 8 0 - 8 5 - 1 1 1 1 メール：shigenjunkan@city.kuki.lg.jp



令和 8 年 8 月発行